

外国語科目の単位認定の取扱い

平成26年3月19日
語学教育センター
運営委員会決定

本学学務規則第21条の規定に基づき、外国語科目の単位認定の取扱いについて、下記のとおり定める。

記

1. 認定する科目名及び単位数等について

文部科学大臣が定める学修（以下「対象とする学修」という。）を、本学における授業科目の履修とみなして認定する科目及び単位数は下表のとおりとし、対象とする学修を取得した場合は、本学の成績に点数化した上、基礎教育科目の該当する外国語科目の単位数に充てるものとする。

ただし、平成25年度以前入学者に対する認定科目及び単位数は、下表にかかわらず入学年度の学生便覧によるものとする。

学部区分	対象とする学修	認定科目	認定単位数
教育文化学部	実用英語技能検定（英検） 1級	英 語 D a	4
	TOEIC 試験 730点以上		
	TOEFL 試験(iBT) 79点以上	英 語 D b	4
工学部	実用英語技能検定（英検） 準1級	英 語 D a	4
	TOEIC 試験 650点～729点		
	TOEFL 試験(iBT) 70点～78点		
農学部			

2. 単位認定の申請について

前項に定める対象とする学修を取得した者は、試験結果の証明書（入学以前・以後を問わない。）を添付の上、別紙により所属学部長に申請しなければならない。

なお、申請の流れについては、以下のとおりとする。

1. 認定申請書提出	学 生 ⇒ 各学部長
2. 単位認定	教授会の議を経て、学部長が認定
3. 認定結果通知	学部長 ⇒ 基礎教育部長 学部長 ⇒ 学生（申請者）

3. 点数化の方法及び成績原簿等の表記例について

(1) 点数化の方法

・英語 D

区 分	換 算 方 法
英 検 (準1級以上)	準1級 ⇒ 85点 1 級 ⇒ 95点
TOEIC (650点以上)	満点 800 点を仮定し、本学の 100 点に換算して点数化する。 (例：650 点 ⇒ 81 点[優]；730 点 ⇒ 90 点[秀]) ※小数点以下は切り捨て。また、換算結果が 100 点以上になる場合は全て 100 点とする。
TOEFL (iBT70点以上)	満点 87 点と仮定し、本学の 100 点に換算して点数化する。 (例：70 点 ⇒ 80 点[優]；79 点 ⇒ 90 点[秀]) ※小数点以下は切り捨て。また、換算結果が 100 点以上になる場合は全て 100 点とする。

(2)成績原簿等の表記例

- ・成績原簿 ⇒ 【80：認定（優）】；【90：認定（秀）】
- ・成績証明書 ⇒ 【認定（優）】；【認定（秀）】

附 則

- 1 この取扱いは、平成26年4月1日から施行する。